

マレーシア・マイ・セカンド・ホーム（MM2H）パス保有者の マレーシア再入国に関して（2020年7月24日改正）

2020/09/25

（ご注意）

今後の政府発表により、条件や必要書類が変更となる場合がありますので、常に最新情報をご確認ください。

2020年7月24日（金）以降の入国条件が改正されました。

回復のための活動制限令（Recovery Movement Control Order/～2020年12月31日迄の予定）発令期間中にマレーシアへ再入国を希望するMM2Hビザ保持者は、以下の手順に従って再入国許可の準備を整え、マレーシアへ渡航ください。

なお、活動制限令（Movement Control Order）が開始した2020年3月18日以降にマレーシアを出国したMM2Hビザ保持者の再入国には、入国管理局長からの再入国許可も必要です。

※この条件は現在有効なMM2Hビザをお持ちの方にのみ適用です。

※この条件は2020年7月24日（金）以降有効です。

		2020年3月17日以前 にマレーシアを出国 した方の再入国	2020年3月18日以降 にマレーシアを出国 した方の再入国
1	MM2Hセンター (MOTAC) からの 入国許可	○	○
2	入国管理局長からの 再入国許可	×	○
3	隔離施設使用に 関わる覚書 (LoU)	○	○
4	大使館発行の "Travel Notice"	○	○
5	「My Sejahtera」の インストール	○	○
6	出国前の PCR検査	×	×
7	入国後14日間の指定 施設での隔離	○	○

MM2Hパス保有者のガイドライン（英文）

A) 出発前

1) マレーシア観光芸術文化省（MM2Hセンター）への登録

以下の登録フォームへ必要事項を入力の上送信してください。

送信後は自動応答の送信完了メールが届きます。

登録フォーム (https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdGmqIolPh06TQP-sMy3zMOr7lj0hhPmyxfiNsB8Wo_mB8Fsg/viewform)

2) マレーシア観光芸術文化省（MM2Hセンター）より入国許可を取得

再入国が許可されるMM2H保持者には入国許可のメールが届きます。

※許可が届くまで1週間～を目途にお待ちください。あくまでも目安となりますので、余裕をもって申請を行うようにしてください。

3) ※2020年3月18日以降にマレーシアを出国し再入国を希望される方のみ

入国管理局からの再入国許可を取得

活動制限令（Movement Control Order/Conditional Movement Order/Recovery Movement Control Order）期間中にマレーシアを出国した方は、別途入国管理局からの再入国許可を取得する必要があります。

以下のメールアドレスに再入国の要望を出してください。

☆メールアドレス：kpi@imi.gov.my（入国管理局長）

☆宛名：Director General of Immigration Department（入国管理局長）

※MM2Hセンターからの入国許可を待たずに、同時進行で準備を進めて構いません。

4) 隔離施設使用に関わる覚書（LoU）を記入し在日マレーシア大使館へ申請

隔離に関わるガイドライン、覚書（LoU）は下記のリンクよりご確認ください。

隔離施設の使用料金は全額自己負担（一人1日3食付きRM150）です。記載内容を必ずご確認ください。覚書は9ページ目～12ページ目にございますので、該当箇所を印刷の上、必要事項をご記入ください。

隔離施設使用に関わる覚書（LoU）

ご記入後の覚書は下記の通りお送りください。（郵送での受付はしておりません）

☆送付先アドレス：consular.tyo@kln.gov.my もしくは mwtokyo@kln.gov.my

☆添付書類： 記入後の覚書（LoU）、渡航者全員のパスポートコピー、航空券控え

☆送付期限： ご出発3日前まで

覚書（LoU）送付後、ご出発前までに大使館よりメールで「Travel Notice」が届きます。

「Travel Notice」は必ず印刷の上、渡航の際ご持参ください。

※日本国以外にご滞在中の方は、滞在国のマレーシア大使館・領事館へご確認ください。

在外大使館/領事館リスト <https://www.kln.gov.my/web/guest/malaysian-mission>

5) 「MySejahtera」モバイルアプリケーションのダウンロード

お手持ちの携帯電話に、出発前までにダウンロードし登録を済ませておいてください。
ダウンロードは「MySejahtera サイト」から可能です。

登録のガイドライン (英語)

※このアプリは、アクティベーションが必要です。アクティベーションには時間がかかる場合がありますので、出国前に行っておかれることをお勧めいたします。

※2020年7月24日より**出国前PCR検査は不要**となりましたが、ご利用になる航空会社により、搭乗条件に加えられている可能性もございますので、航空券購入時に必ず航空会社へご確認ください。

その他入国関連は大使館にメール(consular.tyo@kln.gov.my)でお問い合わせください。

B) 到着後

1) 保健省による健康チェック

マレーシア到着後、ゲートにて保健省スタッフによる健康チェックが行われます。
COVID-19検査は、到着ホールもしくは隔離施設にて実施、費用は自己負担となります。

COVID-19検査	外国人の検査費用 (RM)
PCR 検査(注1)	2,600

※検査内容に関しては、現地職員の指示に従ってください。

(注1) 上記、PCR検査の料金には検査代金の他、検疫センター手数料も含まれています。

2) 登録手続き

マレーシア政府担当官による、隔離施設に関わる登録手続きを行います。

持参した覚書 (LoU) はここで提示してください。

☆隔離施設：ホテルもしくは相応の施設 (施設はご自身で選べません)

☆隔離期間：14日間 (保健省の判断により延長される場合もございます)

☆隔離施設宿泊費用：RM150(1日/1人/3食込)

家族が同室の場合は別途RM50(1日/1人/3食込)

6歳未満は無料

※チェックイン時にデポジットもしくは全額支払いが生じます。お支払いはクレジットカードが推奨されています。

3) 入国審査後、隔離施設へ

覚書 (LoU) およびその他持参した書類は、パスポートと共に入国管理官へ提示ください。書類が整っていなかった場合は、入国管理官の判断により入国を拒否される場合がございます。入国審査終了後、政府の用意した専用車両にて隔離施設へ移動します。※施設は選べません。

2020年7月24日

マレーシア観光芸術文化省 (MOTAC)